

国不建第163号
令和7年2月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第366号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」の所要の改正を行いました。

別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設企業に対し周知、指導方お願い致します。